令和２年第８回総会議事録

黒 石 市 農 業 委 員 会

議　　事　　録

1　開催日時　　　令和２年８月１４日（金）　午前８時５１分～午前９時１０分

2　開催場所　　　産業会館４階　大会議室

3　出席委員　　（１３人）

会　長	7番　木　立　康　行	
会長職務代理者	9番　佐　藤　孝　文	
委　員	1番　長　内　康　之	2番　木　村　　功
	3番　高　橋　英　子	4番　館　野　哲　雄
	5番　工　藤　勝　彦	6番　大　平　成　年
	8番　工　藤　元　伸	１０番　東　　良　一
	１１番　佐　藤　国　雄	１２番　佐　山　秀　夫
	１３番　佐　藤　米　一	

4　欠席委員　　　（０人）

5　出席農地利用最適化推進委員　（５人）

・浅瀬石・追子野木地区	佐　藤　　仁	・黒石地区	髙　木　一　弥
・沖揚平・厚目内地区	森　山　栄　治	・山形地区	山　口　貴　佳
・中野地区	櫻　庭　太　志		

6　欠席農地利用最適化推進委員　（１人）　　　六郷地区　加　藤　浩　揮

7　議事参与の制限委員　（０人）

8　付議案件

報告第１５号　農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について
議案第３１号　農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第３２号　農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第３３号　農用地利用集積計画の決定について
議案第３４号　下限面積（別段の面積）の設定について

9　事務局職員

事務局長	中　田　憲　人
局長補佐	大　溝　恵　水
農地係長	福　士　博　幸
主　査	櫻　田　一　久
主任主事	佐々木　孝　二

中田事務局長	定刻前ですが、全員お揃いになりましたので、会議を始めたいと思います。 本日は、農地利用最適化推進委員の加藤浩揮委員より、欠席の連絡が入っております。 それでは、会議規則第４条の規定により会長に議長を務めていただき、会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
議　　　長	（開会のあいさつ） 黒石市農業委員会憲章の唱和を佐藤孝文職務代理者にお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章　一、農業委員会は、（全員で唱和） ありがとうございました。
議　　　長	ただいまから、令和２年第８回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が１３人で、定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、５人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委　　　員	「議長一任」の声
議　　　長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、１２番佐山秀夫委員、１３番佐藤米一委員にお願いします。書記には事務局の大溝補佐にお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第１５号「農地法第３条の３第１項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告お願いします。
佐々木主任主事	報告第１５号は、農地法施行規則第２１条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 令和２年７月受理分は、相続が７件、総面積４６，２２４㎡、田が１６筆３０，７９５㎡、平畑が９筆９，９７３㎡ 、樹園地が４筆５，４５６㎡となっております。 以上です。
議　　　長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委　　　員	「なし」の声
議　　　長	質問がありませんので、以上で報告を終わります。

	それでは議案第３１号「農地法第３条第１項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明お願いします。
佐々木主任主事	議案第３１号は、農地法施行令第１条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、所有権移転が１件です。 受付番号２４番は、南中野字留矢場、ほかの田、平畑、樹園地、２１筆合計３９，６７７㎡を同一世帯の親から子へ、贈与により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。
議　　長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った６番大平成年委員に報告をお願いします。
大平成年委員	今回申請があった農地について、去る８月５日、工藤勝彦委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、申請書及び添付書類等の審査ならびに現地調査した結果を報告します。 （１）の所有権移転です 受付番号２４番は、同一世帯の親から子へ生前一括贈与により取得するものです。現況は水稲、りんご、やさい畑で、権利取得後も引き続き同一の農業経営が行われます。 今回申請があった１件は、権利を取得することで周辺農地の農業上の利用には影響ありません。 以上です。
議　　長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐山秀夫委員	生前一括贈与の申請に来た時には、贈与を受けた農地を貸借したり売買した場合、贈与税を支払わないといけなくなることもあるなど、そういった制度の説明はしているものですか。
佐々木主任主事	贈与税については、贈与税納税猶予制度、相続時精算課税制度、また県税である不動産取得税徴収猶予制度などの説明は一通りしています。詳しい説明を受けたい場合は、税務署や中南地域県民局に確認していただくように説明しております。
議　　長	ほかにございませんか。

委　　　員	「なし」の声
議　　　長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議　　　長	ご異議がありませんので、議案第３１号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第３２号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明お願いします。
福士係長	議案第３２号は、農地法第５条第３項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容については、別紙で説明いたします。 ７ページをご覧ください。 受付番号３４番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、赤坂字東池田、登記地目、田、現況地目、畑、となっております。 面積は、３９９㎡であり、建築資材置場用地として取得し、利用したいとのことです。 この場所は、第１種農地でありますが、集落接続に該当しますので、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り及び現地調査を行った委員から報告があります。 以上です。
議　　　長	それでは、聞き取り及び申請地の現地調査を行った６番大平成年委員に報告をお願いします。
大平成年委員	今回５条申請があった土地について、去る８月５日　工藤勝彦委員、佐藤仁推進委員、私と事務局を交えて、聞き取り及び現地調査した結果を報告します。 受付番号３４番は、建築資材置場用地として利用するものです。 場所は、六郷小学校から北西へ約５００ｍに位置しております。 申請地の選定理由を聞き取りしたところ、譲受人は事業を拡大するにつれて、建築資材置場用地が不足してきたとのことです。 申請地の南側隣地は、住居を兼ねた作業場であり、申請地が好都合であるため、農地の所有者と交渉したところ、条件が整ったので申請に至ったとのことです。 周辺の農地への被害防止策としては、雨水が農地及び隣接地に流入しないように自然浸透させ、また、盛土法面は崩壊しないよう安定勾配とし、張芝をするとのことです。 以上、今回の申請について、聞き取り及び現地調査を行い、申請内容等を審

	査した結果、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画及び資金計画から判断して、転用することで周辺の農地に影響を及ぼすことはなく、問題ないものと考えられます。 　以上です。
議　　　長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委　　　員	「なし」の声
議　　　長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議　　　長	ご異議がありませんので、議案第３２号は、原案のとおり決定いたします。 　次に議案第３３号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明お願いします。
櫻田主査	議案第３３号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 　別紙９ページから説明します。 　今回の申請は、賃借権設定が２件、所有権移転が２件です。 （１）賃借権設定です。 　受付番号７３番は、ぐみの木北の田、５，３２６㎡を５年間、１０ａ当たり２３，４００円で再設定するものです。 　受付番号７４番は、温湯字大平中道左ノ方の樹園地、６，３２５㎡を１０年間１０ａ当たり９，５００円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 （２）所有権移転です。 　受付番号３０番は、浅瀬石字桜田の田、３，８８９㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 　受付番号３１番は、温湯字大平中道左ノ方の畑、２，５７５㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 　以上、計画書の内容及び申し出のあった際の聞き取りにより、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられます。 　以上です。
議　　　長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委　　　員	「なし」の声
議　　　長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。

委員一同	「異議なし」の声
議　　長	ご異議がありませんので、議案第３３号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第３４号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題といたします。事務局の説明お願いします。
福士係長	議案第３４号は、農地法第３条第２項第５号で定める下限面積（別段の面積）の設定について審議を求めるものであります。 別紙で説明いたします。 １２ページをご覧ください。 令和２年度の下限面積の設定です。 方針は、現行の下限面積である５０アールの変更は行わない。 理由としては、２０１５年農林業センサスにおいて、市内の農家で５０アール未満の農地を耕作している農家が１６．１パーセントで、全農家数の４０パーセントを超えておらず、農地法施行規則第１７条第１項第３号で定める基準に該当しないこと、また、同センサスにおいて、市内の耕作放棄地面積の割合が１３．７パーセントで県平均の１６．０パーセントを下回っており、同法施行規則第１７条第２項第１号に該当しないためです。 続きまして、令和２年度別段面積の設定（空き家に付随した農地）です。 方針は、現行の空き家に付随した農地に限定した別段の面積である１㎡の変更は行わない。 設定区域は、弘前圏域空き家・空き地バンクに登録された空き家に付随した農地で、事前に農業委員会が一筆ごとに指定した農地です。 理由としては、空き家に付随する農地の取得に際し、障害となっている下限面積を引き下げることで農地の取得を容易にし、農地付き空き家の有効活用を図ることにより、新規就農や定住促進への寄与と、遊休農地の解消へつなげるためです。 以上です。
議　　長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委　　員	「なし」の声
議　　長	質問がないようですので、本案については原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」の声
議　　長	ご異議がありませんので、議案第３４号は、原案のとおり決定いたします。 これで議案の審議は終了いたしました。 以上で、令和２年第８回黒石市農業委員会総会を終了いたします。

午前９時１０分　　終了

黒石市農業委員会会議規則第２２条第２項の規定により、ここに署名押印する。

令和２年８月１４日

議　長　木立康行　㊞

議事録署名者　佐山秀夫　㊞

議事録署名者　佐藤米一　㊞